

添付法令資料 2 :

砂糖の輸入規定に関する 2020 年 2 月 17 日付インドネシア共和国商業大臣規則 No.14

(目次)

同月 18 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 3 条)
第 2 章	産業のための輸入 (第 4 条及び第 5 条)
第 3 章	砂糖の備蓄充足及び砂糖の価格安定化のための輸入 (第 6 条ないし第 9 条)
第 4 章	輸入承認
第 1 節	権限 (第 10 条)
第 2 節	産業のための輸入承認 (第 11 条及び第 12 条)
第 3 節	砂糖の備蓄充足及び砂糖の価格安定化のための輸入承認 (第 13 条ないし第 15 条)
第 4 節	輸入承認の有効期間 (第 16 条)
第 5 節	輸入承認の変更 (第 17 条及び第 18 条)
第 6 節	輸入承認のデータ (第 19 条)
第 7 節	不可抗力 (第 20 条)
第 8 節	OSS 機関による輸入承認書の発行 (第 21 条)
第 5 章	禁止 (第 22 条)
第 6 章	輸入技術検証又は追跡
第 1 節	通則 (第 23 条)
第 2 節	サーベイヤーの決定 (第 24 条)
第 3 節	技術検証又は追跡の実施 (第 25 条)
第 7 章	報告
第 1 節	輸入業者 (第 26 条)
第 2 節	サーベイヤー (第 27 条)
第 8 章	制裁
第 1 節	輸入業者に対する制裁 (第 28 条ないし第 31 条)
第 2 節	サーベイヤーに対する制裁 (第 32 条)
第 9 章	監督 (第 33 条)
第 10 章	例外 (第 34 条及び第 35 条)
第 11 章	雑則 (第 36 条及び第 37 条)
第 12 章	経過規定 (第 38 条及び第 39 条)
第 13 章	終則 (第 40 条)